



### 定例会のあらまし

第3回定例会は、9月18日から20日までの3日間開かれました。町から、条例改正、補正予算等が提案され、条例1件が修正可決、それ以外の議案については原案可決しました。議員提出の意見書1件を可決し、一般質問では6人の議員が町長に考えを問いました。



◆下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例

例

子供・子育て支援法の一部を改正する法律ほか関係政省令が改正され、一部を除き、令和元年10月1日付で施行されることから関連する文言等の改正を行うものです。

また保護者の就労スタイルが多様化している中、「こどものもり」の入園希望が増加していることから、利用者の受け入れを拡充するものです。

主な改正内容は、法令改正により幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関連する所要の措置を講ずること及び、保育ニーズの高まりに因應するため、「こどものもり」の定員を増員するものです。

◆無償化の対象はごま

で

保育料無償化の対象年齢は、①3歳から5歳まで（小学校就学前）の子ども、②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子どもとなります。

対象施設は、「こどものもり」のほか、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって市町村の確認を受けたものとなります。

無償化の対象は「保育料」となりますが、教材費等については給食費を除き、引き続き実費が必要となります。